

議案第七十六号

港区特定公共賃貸住宅条例等の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年九月八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区特定公共賃貸住宅条例等の一部を改正する条例

(港区特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第一条 港区特定公共賃貸住宅条例(平成五年港区条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「若しくは」を「、」に改め、「する者(」の下に「本人とともに当該みなとマリアージュ制度を利用しようとする者を含む。」を、「いう。)」の下に「若しくは本人とともに東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(平成三十年東京都条例第九十三号)第七条の二第一項に規定する東京都パートナーシップ宣誓制度による証明を受けた者(本人とともに当該東京都パートナーシップ宣誓制度による証明を受けようとする者を含む。以下「東京都パートナーシップ宣誓制度の相手方」とい

う。）」を加え、同項第二号中「」又は」を「）、」に改め、「相手方」の下に「又は東京都パートナーシップ宣誓制度の相手方」を加え、同条第二項第一号中「配偶者若しくは」を「配偶者、」に改め、「相手方」の下に「若しくは東京都パートナーシップ宣誓制度の相手方」を加え、同項第四号中「里子又は」を「里子、」に改め、「相手方」の下に「又は東京都パートナーシップ宣誓制度の相手方」を加える。

第二十六条第一項第一号中「配偶者若しくは」を「配偶者、」に改め、「相手方」の下に「若しくは東京都パートナーシップ宣誓制度の相手方」を加える。

（港区営住宅条例の一部改正）

第二条 港区営住宅条例（平成六年港区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「若しくは」を「）、」に改め、「する者（」の下に「本人とともに当該みなどマリアージュ制度を利用しようとする者を含む。」を、「いう。）」の下に「若しくは本人とともに東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第一項に規定する東京都パートナーシップ宣誓制度による証明を受けた者（本人とともに当該東京都パートナーシップ宣誓制度による証明を受けようとする者を含む。以下「東京都パートナーシップ宣誓制度の相手方」という。）」を加え、同項第二号中「）又は」を「）、」に改め、「相手方」の下に「又は東京都パートナーシップ宣誓制度の相手方」を加え、同条第二項中「里子又は」を「里子、」に

改め、「相手方」の下に「又は東京都パートナーシップ宣誓制度の相手方」を加え、同項ただし書を削る。

(港区立住宅条例の一部改正)

第三条 港区立住宅条例(平成六年港区条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「若しくは」を「、」に改め、「する者(」の下に「本人とともに当該みなとマリアージュ制度を利用しようとする者を含む。」を、「いう。)」の下に「若しくは本人とともに東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(平成三十年東京都条例第九十三号)第七条の二第一項に規定する東京都パートナーシップ宣誓制度による証明を受けた者(本人とともに当該東京都パートナーシップ宣誓制度による証明を受けようとする者を含む。以下「東京都パートナーシップ宣誓制度の相手方」という。)」を加え、同項第二号中「児童又は」を「児童、」に改め、「相手方」の下に「又は東京都パートナーシップ宣誓制度の相手方」を加える。

第二十六条第一項第一号中「若しくは」を「、」に改め、「相手方」の下に「若しくは東京都パートナーシップ宣誓制度の相手方」を加える。

付 則

この条例は、令和四年十一月一日から施行する。

(説明)

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第八十五号）の施行による東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）の一部改正を踏まえ、同居することができると者の範囲を拡大するため、本案を提出いたします。